

答申第 826 号

諮問第 1419 号

件名：学校施設等における石綿含有保温材等の使用状況調査票の一部開示決定に関する件

## 答 申

### 1 審査会の結論

愛知県知事（以下「知事」という。）が、別表の 1 欄に掲げる行政文書（以下「本件行政文書」という。）の一部開示決定において、同表の 2 欄に掲げる部分を不開示としたことは妥当である。

### 2 異議申立ての内容

#### (1) 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、異議申立人が平成 27 年 10 月 23 日付けで愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。）に基づき行った開示請求に対し、知事が同年 11 月 6 日付けで行った一部開示決定の取消しを求めるというものである。

#### (2) 異議申立ての理由

##### ア 異議申立書における主張

異議申立人の異議申立書における主張は、おおむね次のとおりである。

- (ア) 本件、決定通知書では開示しない部分の、担当者名、E-mail について、個人の利益を害するおそれがあるものということを述べてあるが、どのようなことを想定しているのか等、具体的にどのような利益を害するのか、害するといえる、事例についての説明がないと理解し難い。
- (イ) 法人番号等、学校名の開示をしないということが電話番号、等開示しないということになっているといえる。開示することにより、法人の正当な利益を害するのか明らかになっていない。処分庁は、説明する義務がある。明確な説明もなく処分をすることは、違法であるといえる。
- (ウ) そもそも、本件については、本質的には、アスベストに関する開示請求である。アスベストの危険性を考えると、どこかにあるけど、場所は不明であるという行政の対応は、容認されない。処分庁の述べる開示しないことの理由が、あったとしても、危険な物質の場所を隠すことは容認されない。仮に封じ込め等をしたとしても、アメリカの世界貿易センタービル崩落、神戸淡路震災、東日本震災等、封じ込めら

れていたとされる、アスベストが、粉塵として大気中に放出され被害をもたらすことになる。

突然の、災害では、その後の対応にあたっては、どこに何があるのか等あらかじめ知らされることが、必要であることは明らかである。現在問題になっている建築関係の建物、「本当はどうなのか」、「場所を特定すること、」を例にとるまでもなく、そのようなことからすると、本件アスベストの場所がなぜ明らかにならないのか、問題であるとともに疑問を持つ。

#### イ 意見書における主張

実施機関から不開示理由説明書が提出されたことを受け、異議申立人に当該不開示理由説明書を送付したところ、異議申立人から意見書が提出された。その内容は、おおむね次のとおりである。

(ア) 担当者名、E-mail について、「個人の権利利益を害するおそれがあるものが記録されているため」とあるが、具体的にはどのようなことか不明である。ここではどのような個人の権利利益が、害されるということか説明を求めるものである。もし反論がなければ、単なる憶測もしくは苦し紛れの理由づけということになり、開示されることを求める。

(イ) また、「法人等に関する情報であって、…法人等の正当な利益を害するおそれがあるため」とあるがこれも、具体的にどのようなことなのか、不明であるから、説明を求める。

(ウ) 法人番号・学校名、電話番号、学校所在市区町村名等、機関名について、念のために、述べておくと、通常だと、単独では、これらの情報は、公開されている。しかしながら、本件請求に関する情報と一緒に公開できないということである。当然、開示請求している情報に関して、どのようなものを明らかにしたうえで、開示できるものかどうかを明確にすることが必要である。

開示しないとした具体的な理由、説明なしに、開示しないということとはできない。

(エ) 本件請求の内容は、「アスベスト調査について私立校から報告のあった内容について」である。アスベストの抱える問題点から、建物のアスベスト調査については、社会的に公の情報であると認識されていると考えるべきである。通常、地域に住んでいるもの等は、煙突は外部から見えるものであるから、今回開示されて受け取ったものにある、長さ、本数、(建築年)、から、どの学校か、特定でき、公開されているものといえる。そうすれば、(ウ)で述べた、内容については明らかにすることが、妥当である。公になっているものは当然公開、開示されるべきであるということである。また、文書1については、石綿含

有率、0.00 パーセントということであるから、なぜ開示できないのか、理解できない。逆に開示しないこととした方が、学校が、地域等に対する不信感、を持たれることになるといえる。公にしないことにより当該法人等の正当な利益を害するおそれがあることになるということである。この学校が、調査に応じていることは明らかであり、調査結果を開示しない、もしくはできない理由はない。この点も、具体的な説明を求める。なければ校名に関しては、開示できるということである。それに関係したのも開示できるということである。特に、文書1の学校については、開示されることが、学校が、地域住民の信頼にこたえ、学校の評判を上げる、ことにつながることは明らかである。

- (オ) 文書2に関しては、石綿含有率、70～80 パーセントということである。これがどのようなことであるのか、どれだけの煙突に対しての含有量なのか等明確にされていないので明言はできない。しかしながら、申立人としては、含有率の高さからして、これでも公表しないとすることが理解できない。本来は、含有率が判明した時点で、学校名等公表されるべきであると考えている。調査当時、学校がどのように対応しているのか、地域には何らかの説明等をしたのかしなかったのか、現在どのように対応しているのか、気がかりであるとしか言いようがない。学校名が明らかになっていたら、その後の対応等について、知ることもできたし、場合によっては話を聞くこともできたといえる。

住民等の不安、心配に対して情報が公開されるべきものであるのに、本件不開示部分のために、手をこまねいていることになっていることを、理解してもらいたい。これは、アスベストに対する理解不足、創造性、認識の違いということも、あるのかもしれないと考えている。しかしながら、当然ではあるが、愛知県は、「建築物のアスベスト対策」(2013年2月26日アスベスト対策に関する講習会)等を見るまでもなく、取り組んできている。ここには、「大災害時に平常時と同様のアスベスト飛散防止対策を取ることは困難です。」と述べている。

さらに、「平常時からアスベスト建材の使用実態を把握し、その適切な管理を行う…」とあることから、言い換えると、アスベストに関する情報公開を求める、申立人の主張は、県の取り組みからも、正当であるということである。

- (カ) 申立人は、アスベストに関しては次のように理解認識している。

「静かな時限爆弾 アスベスト災害」(広瀬弘忠著 新曜社 1985年発行)の表題通り、発がん物質である、アスベストは、何十年後かに、肺がん・中皮腫を発症させるといわれている。それゆえの、静かなる時限爆弾ということである。アスベストの吸入による疾患につい

ては県の資料（建築物のアスベスト対策）にも触れてある。さらに、「アスベストによるガン発生に関しては、それ以下ならば安全だといえるアスベストの曝露量、すなわち閾値というものには存在しないのだ。閾値が存在することを証明してみせた研究はない。」（同著 42 頁）と述べている。「すなわち、どんな少量であっても、アスベストはガン発生に関して危険な役割を演じるということなのである。」（同著 42 頁）。この本の 2 刷 1987 年発行当時からアスベストに関して、少量でも危険という認識であった。「中皮腫はほぼアスベストが原因であるといわれるが、難しいのは、アスベストを吸い込んだ量や、曝露期間の多少にかならずしも関係がないことである。」（アスベスト禍 栗野仁雄著 集英社 42 頁）ということである。

ニューヨーク世界貿易センタービル崩落の環境破壊に関する報告では、アスベストに関して「70 本/平方ミリ」という尺度は、最初に導入された際には、大気中の安全基準として意図されたものではなかった。…「70 本」検査に合格しなければ、学校を再開することはできない。なぜ基準が 70 本になったかという、この規則が適用された 1986 年当時は、これが検査用のフィルターの測定限界だったからだ。当時は低レベルのアスベストを測定することはできなかったのである。」（フォールアウト フアン・ゴンザレス著尾崎元訳 岩波書店 119 頁～120 頁）

「大気汚染防止法はアスベスト工場や事業所の敷地境界における基準として、「大気 1 リットル中アスベスト繊維 10 本」を許容限度としている。これは事業所の敷地環境を示すものであって、一般大気の基準ではない。…「ダイオキシン・環境ホルモン対策国民会議」が国に立法提案している。アスベスト対策を幅広くとらえたものだが、その中の環境基準が興味深い。望ましい基準値案として示したのは、「大気 1 リットル当たり石綿繊維 0.2 本」という低さだ。」（忍び寄る震災アスベスト 中部剛 加藤正文著 かもがわ出版 69 頁～70 頁）。この本は、神戸・石巻、ニューヨークのルポタージュである。

アスベストの測定技術の進化があることは認めたとしても、アスベストに関しても、基準値は、これ以下なら安全という値では、ないということを前提に認識しなければならないことは、明らかである。

(キ) アスベストの危険性、その対応について等非常に困難な問題として、具体的な事例としてあげるとまずは、学校の石綿理科実験での発症。石綿労災で初の認定ということで裁判所が認めたということである。

また、情報が不十分であったための（明確な、情報公開がなされていなかったためといえる）事案、とその後の対応等の問題点について。

アスベストの有無を確認しないままの解体作業、アスベストだとは

思わなかったという事案があるが、工事にあたっては、目視、図面等から確認したうえでの工事と認識しているが、どのような工程から、このようなことに至ったのかは不明である。事業者にはアスベストに関する理解が不足していたのか、建物にアスベストが使用されているのかどうか、わかりやすい体制になっていなかったのかということである。同様な事案といえる、煙突ということからすると、本件事案に共通する件でもある、県外の特定の市の学校煙突撤去事案等がある。「アスベスト含有」を気づかずに対策なしに、アスベスト含有の煙突を倒してしまったということである。これは、図面を見た建築の担当が見落とししていたようであるとのこと。「アスベスト」が、あるのではないかという人が、市としての対応を聞きたいということから、明らかになった事案である。アスベスト情報を知っている人が明らかにした問題であり、もしこの問い合わせがなかったら、何ら対応等されないままの事案であるといえる。

特に、アスベストの飛散についての、災害における危険性については、具体的に、ニューヨークの世界貿易センタービルの報告、阪神・淡路と東日本の震災における報告等を考えると、震災の警鐘が伝えられている愛知県においては、震災はいつ起きても不思議はない、同時にアスベストの飛散による、暴露被害も予想されるというような事態である。

- (ク) 何らかの事態における「アスベストが飛散」してから、の対応については、どれだけ困難であるかについては、報告で述べられてきている。県の資料（建築物のアスベスト対策）でも触れてある。そのためにどこにアスベスト製品が使用されているのか、どこにあるのか、いつでも、わかるようにすることこそが、まずしなければならないことである。災害だけではなく、平時における、事例にみるように、担当者がまずすべき、対応について、図面を見落とししていたということでは済まない。取り返しのつかない「地域住民、工事従事者の被害」さらに、工事担当者の責任問題、行政庁の責任問題、等その影響は多岐にわたることは明らかである。これが震災ということになると、飛散するアスベストの量は、図り知れないものであることが予想されるということを根底において、今回の事案についての判断をされなければならない問題であるといえる。
- (ケ) アスベストに関しては、法人の利益、「具体的な理由、説明のない利益」に優先する問題であるということである。

今回の件、学校名を開示しないということは、「アスベストの使用されている場所」について、生徒等、および保護者、学校職員、当然地域にも、危険性が、知らされないということにもなる。そのために、

明らかになった後では、場合によっては検査結果については、アスベスト量は、「問題ない」ということになる。それまで誰がどのくらい暴露したのかどうか、不明のままである。暴露したことを知らされないままであるということである。労災認定においてはいつどこで等、被害者が明らかにしなければならない。被害者に対する、責任を放棄することになり許されることではない。本来は、まずは、アスベスト使用の建物は、いつどのような製品を使用しているのか公表、明示すべきであると考えている。その表示がなされていたら、解体時において、図面を見過ごしていたということは防げることになるといえる。

職員の判断だけで、大丈夫ということで、工事が先行することも防げるということである。

また、災害時における、救援活動等において、防塵マスクもなく踏み込むということも防げるということである。アスベストは、危険ということを知らずに使用していたことは、当時からすると学校の責任ではないかもしれない。しかしながら現在において、県の資料を見るまでもなく、アスベストが校内にある、ないのかを含め、その対応について、公表等をしないことは、公共性の高い学校としてはその社会的責任は重いということである。自らの管理する建物について、その社会的役割を担う、存在として、積極的に公表公開する社会的責任があるということである。

- (ロ) 平時においても、震災時においても、アスベストの問題は、解決しているとは言えない、対策対応の遅れは、明らかである。今回の事案は、生命、健康について、明らかにするということからすると開示しなければならない情報であることは明らかである。

条例第7条第3号イ該当性について、まず、問題の本質を理解しない主張であるということ述べておく。

「問題のある学校であると推測されるおそれがあり」という推測で学校名を明らかにしないということである。しかしながら、アスベスト被害については、緊急深刻な問題であることは、法的な面等含め、県の取り組みからも明らかであり、本件に関する情報を明らかにしないことこそが、怪しい、おかしいというような疑念、不安を持たれることになるといえる。「なんで隠すのですか」「行政等の安全対策、対応に、不安になる」ということである。これは学校に対する気持ちでもあるといえる。理由書に「当該学校の社会的評価の低下を招き」等とあるが、危険情報を明らかにしないで、不安、不信を与える方が、社会的評価の低下を招くことは、これまでの企業等の、不祥事等での対応から明らかになっている。現在では、自ら襟を正すことが常識になっている。逆に隠すことは、その後の企業にとっては、大きな痛手

になっている例は、数多くあるといえる。この常識についての認識のない判断は誤りであり、あらためてもらいたいところである。

(サ) 建物の担当者としての名前については、学校の代表格であると判断される。アスベストに関する調査でもあるので、学校の代表格に匹敵する。そうでなければ、調査に答えること自体問題である。学校名公表と、記載者、ここでは代表格の公開は当然であり、公開が求められる。アスベストに関する、責任の所在が明確でなければならぬ情報である。その名前を公にすることが個人の権利利益を害するおそれということの理由が不明。学校責任者の責任等と比べたときに、なぜ個人の利益が優先するということなのか明らかでない。本件アスベストに関する調査及びその結果が、なぜ、条例第7条第2号ただし書き「人の生命、健康、生活…を保護するため…」等に該当しないとする判断をされたのか理解できない。誤りであることは明らかである。

再度、県の、アスベストに関する考え、及び本件に関しての開示をしないとする点について具体的、理由、説明を聞いたうえで、反論をしたい。

申立人の開示を求めている点については、早急に明らかにすることを求めるものであることを、述べておく。

#### ウ 意見陳述における主張

異議申立人の意見陳述における主張は、おおむね次のとおりである。

こういう請求をした趣旨についてであるが、学校に関する環境問題としては、PCB、ダイオキシン、そして今回のアスベストという流れになっている。

PCB に関しては、保管場所があって、管理基準に基づいて管理されていると聞いている。

ダイオキシンについては、焼却炉で発生するというので、公的場所にあった焼却炉については、特に学校においては使用しないという形で現在まで来ている。

PCB とダイオキシンは、塩素系の化学物質と聞いている。これらは多分、発がん物質、遺伝子に傷を付けるということで、当時は相当問題になっている。

それから、アスベストに関しては、化学物質ではなく自然界にある物質で、今、分解のための試験が繰り返されていると聞いているし、また、そういう工場ができて、分解過程に入ったと聞いていないので、ただ保管という対応だと思う。

先に PCB を取り上げたのは、PCB は学校において保管されているし、その保管の場所については公表されている。現在でも、PCB のある学校についての開示請求を出せば、多分公表されると思う。

ところが、アスベストに関しては、学校で保管ということではなく、建物の中にあるので、どういうふうに対応しているのか明確になっていないと考えている。一応は、除去又は封じ込めということでやっているが、厳密に言えば、保管という形態をとっていないという気がしている。

だから今回、アスベストのある場所については、PCB 等と同じように、明確にしてもらえたらと思っているし、そうすることが行政としての責務かと思っている。

アスベストを原因とする病気等については、その量がどの程度だと安全、どの程度だと病気を発症するということが明確にはされていない。ただ、これぐらいだったら何とか我慢できるのではないかといった数値が一応アスベストについても策定されていると認識している。

アスベストというのは、災害時における対応が大変であることが明らかになってきている。実際にアスベストは封じ込めをされて現存している訳であるから、建物が崩壊したりしたときには、このアスベストが飛散していくということが、例えば神戸、東北の地震のときにも明らかになっている。

だから、そこにいる人たちだけではなく、その後、救助隊、消防士、警察隊、ボランティアの方たちが入ってくる訳であるから、どこにあるのか全く分からずに闇雲に入っていけば、アスベストの飛散のために病気を発症するということが、資料にも記載されていると思う。

それでは、実際にアスベストについては、どのような対応がベストかと考えると、やはり実際にどこにあるか、誰もが見て、緊急時でも分かりやすい場所に置いてあるのか、それから、実際にどういう形で置いてあるのかが掲示板等で示されていけば、緊急時の対応にも具体的に役に立つ。

それから、いつからいつまで置いておくのかということが掲示されることが必要ではないか。実際に知らずに浴びると、何十年後か病気の発症をするということで、静かなる時限爆弾と言われているいわれも、その辺にあるのではないかと思っている。

それから、アスベストの現在と将来の問題点について述べると、一番新しい資料の数字だと思うが、年に1,500人がアスベストの影響で亡くなるということである。これは、今日浴びたから今日亡くなるという訳ではなく、何十年も前に被曝した人たちが影響を受けて亡くなっていく。資料によると、平成70年ぐらいまで続くと書いてあったかと思うが、それぐらいアスベストの被害は続く訳である。

現在、アスベストは、使わない、売らない、買わないということが言われているが、実際に建物にある以上は、いつ飛び出ていくのか、扱いがまだ十分とは言えない状態である。だから、最低でも、アスベストの



ある場所については、行政としては明確にしてもらうことが必要ではないかと思っている。

それから、アスベストのある場所を特定して名前を公表したら、その施設の管理者、学校に風評被害を及ぼす心配があるので、学校名を公表しないという考えのようだが、アスベストというのは、管理責任者に問題があったからアスベストをそこで使った訳ではなく、当時は知られていなかった物質だから、アスベストを使ったことは、別に設置責任者に責任はない。だが、そこにあることを隠したりして、その周辺に被害を及ぼすときに、その管理責任者の責任ということで問題になるということである。

その辺を明確にしていれば、別に学校にあったからといって、明確にしたとしても、何ら問われる問題ではない。あることを現在までクローズしていることが、学校に責任があると言われるおそれがあると考えているので、公表しないことの方が逆に学校に不利益になるし、今後の問題の火種になると考えている。

そういう意味では、安全を優先するという現在の社会においては、まず、事実を公表することが先決ではないか。完全に封じ込めることができるとは言われていない、病気になったら大変だということは言われているが、まず情報が知られていなかったら、それらに対する精神的な配慮もできないということで、やはり今の隠されている現状はよくないと思っている。

今後の被災等がいつあるか分からないということでは、建物が崩壊すれば、必ずある訳ではないが、そこから飛散することを考えたら、今後の緊急対応の共通情報として、そういうものは皆さんに知らせることが必要不可欠だと思っているので、今回の黒塗りの学校名については、最低明らかにしてもらいたい。

### 3 実施機関の主張要旨

実施機関の主張は、次の理由により本件行政文書を一部開示としたというものである。

#### (1) 本件行政文書について

平成 26 年 7 月 14 日付け 26 文科施第 197 号による文部科学省大臣官房文教施設企画部長からの依頼（以下「文部科学省調査依頼」という。）を受けて、愛知県県民生活部学事振興課私学振興室（以下「私学振興室」という。）は、同年 8 月 21 日付け 26 学振第 776 号「学校施設等における石綿含有保温材等の使用状況調査（特定調査）について」（以下「本件調査」という。）により、愛知県内の私立学校に照会した。

本件行政文書は、本件調査に基づく回答として、石綿含有煙突用断熱材

を使用している煙突で劣化のあるものを保有している各私立学校から私学振興室に提出された「学校施設等における石綿含有保温材等の使用状況調査票（調査票4）」である。

当該調査票には、石綿含有煙突用断熱材を使用している煙突で劣化のあるものを保有しているとして回答のあった私立学校の法人番号・学校名、担当者名、電話番号、E-mail、学校所在市区町村名等及び機関名並びに煙突の本数、建築年、建築区分、長さ、太さ、使用状況、石綿含有状況、措置状況、劣化の有無等が記載されており、このうち開示しないこととした部分は、法人番号・学校名、担当者名、電話番号、E-mail、学校所在市区町村名等及び機関名である。

(2) 条例第7条第2号該当性について

本件行政文書のうち、今回不開示とした担当者名及びE-mail（以下「担当者名等」という。）は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため、条例第7条第2号本文に該当する。

担当者名等は、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とは認められないため、本号ただし書イに該当しない。

また、担当者名等における個人は公務員ではないため、担当者名等は、本号ただし書ハにも該当しない。

さらに、担当者名等は、人の生命等を保護するため公にすることが必要であると認められる情報ではないため、本号ただし書ロには該当せず、予算の執行を伴うものではないため、同号ただし書ニにも該当しない。

以上のことから、担当者名等は、条例第7条第2号に該当する。

(3) 条例第7条第3号イ該当性について

本件行政文書のうち、今回不開示とした法人番号・学校名、電話番号、学校所在市区町村名等及び機関名（以下「学校名等」という。）並びに担当者名等は、石綿含有煙突用断熱材を使用している煙突で劣化のあるものを保有しているとして回答のあった私立学校の特定につながるおそれのある情報であることから、当該部分を公にすることで、当該学校に当該煙突があることが明らかとなり、当該煙突の実際の状態いかんにかかわらず、本件調査に対し回答のあった内容のみをもって問題のある学校であると推測されるおそれがあり、その結果、当該学校の社会的評価の低下を招き、当該学校の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。

よって、学校名等及び担当者名等は、条例第7条第3号イに該当する。

#### 4 審査会の判断

(1) 判断に当たっての基本的考え方

条例は、第1条に規定されているとおり、行政文書の開示を請求する権利を保障し、実施機関の管理する情報の一層の公開を図り、もって県の有するその諸活動を県民に説明する責務が全うされ、公正で民主的な県政の推進に資することを目的として制定されたものであり、原則開示の理念のもとに解釈・運用されなければならない。

当審査会は、行政文書の開示を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、原則開示の理念に立って、条例を解釈し、以下判断するものである。

(2) 本件行政文書について

本件行政文書は、文部科学省調査依頼を受けて私学振興室が私立学校に照会した本件調査に対し、石綿含有煙突用断熱材を使用している煙突の状況について特定の私立学校が回答した調査票である。

実施機関から当審査会に提出のあった、文部科学省が作成した本件調査に係る実施要領によると、調査票には、煙突用断熱材を使用している各煙突の状況を記入することとされている。

このうち、石綿含有状況の欄には、石綿含有煙突用断熱材の有無のほか、石綿含有率が分かる場合はその含有率を記入することとされている。なお、当審査会において実施機関に確認したところ、石綿含有煙突用断熱材が使用されていても石綿含有率が不明の場合は零を記入し、形式上「0.00%」と表示されることとされている。

また、劣化の有無の欄で「有」を選択される煙突は、封じ込め状態又は囲い込み状態ではなく、煙突用断熱材の損傷、劣化等があるため石綿の粉じんの飛散による、ばく露のおそれがあるものとされている。本件行政文書は、当該煙突を保有しているとして回答のあった調査票であると認められる。

実施機関は、別表の2欄に掲げる部分のうち、担当者名等を条例第7条第2号及び第3号イに、学校名等を同条第3号イに該当するとして不開示としている。

(3) 条例第7条第3号該当性について

ア 条例第7条第3号イは、自由経済社会においては、法人等又は事業を営む個人の健全で適正な事業活動の自由を保障する必要があることから、事業活動に係る情報で、公にすることにより、当該法人等又は個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものが記録されている行政文書は、不開示とすることを定めたものである。

そして、当該法人等又は個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものとは、事業者の生産・技術・販売上のノウハウ、経理、人事等の内容で、公にすることにより、事業者の事業活動が

損なわれると認められる情報のほか、事業者の名誉侵害、社会的評価の低下となる情報等を含むものとされている。

なお、同号ただし書は、同号イ又はロに該当する情報であっても、法人等又は個人の事業活動によって生ずる危害又は支障から人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報が記録されている行政文書については、開示することとしたものである。

この考え方にに基づき、担当者名等及び学校名等が同号に該当するか否かを、以下検討する。

#### イ 条例第7条第3号イ該当性について

当審査会において実施機関に確認したところ、本件行政文書において石綿含有煙突用断熱材を使用しているとして回答のあった煙突は、調査機関の分析の結果、石綿を含有していないことが判明したのもあるとのことである。

なお、文部科学省が作成した本件調査に係る実施要領によれば、各機関の状況を公表することを目的としたものではない旨が記載されており、また、本件行政文書である調査票の様式によると、記入上の留意事項として、状況を完全に把握していない場合でも、把握している範囲で回答することを求めている。

こうしたことから、各私立学校において、調査票に記入した情報が学校を特定される形で公にされることを想定して回答しているとはいえず、また、本件行政文書に記載された情報は、必ずしも石綿含有煙突用断熱材の状況を正確に反映していない不確定なものであると解される。

そして、担当者名等及び学校名等は、私立学校の特定につながる情報であって、仮にこれらを公にした場合、本件行政文書の記載内容をもって、その私立学校が保有する煙突の実態と解され、それに基づき風評被害が生ずるおそれは否定できないことから、当該学校の社会的評価の低下を招き、当該学校の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

よって、担当者名等及び学校名等は、条例第7条第3号イに該当する。

#### ウ 条例第7条第3号ただし書該当性について

条例第7条第3号ただし書の「公にすることが必要であると認められる」とは、不開示とすることにより保護される利益と開示することにより保護される人の生命、健康、生活又は財産を比較衡量し、後者が優越する場合をいい、事業者の事業活動によって生ずる人の生命、健康、生活又は財産に対する危害又は支障が現実が発生している場合のほか、その発生蓋然性が高い場合において、当該事業活動に関する情報の開示が、その危害若しくは支障を排除し、拡大を防止し、又は発生を予防す

るために必要な場合がこれに相当する。

本件行政文書に記載された情報は、必ずしも正確な状況とはいえない不確定な情報であると解され、また、当審査会において実施機関に確認したところ、本件行政文書に記載された煙突については、石綿を含有していないことが判明したものがあるほか、既に飛散防止のための措置が講じられているとのことでもあり、人の生命、健康等への危害又は支障の発生の高蓋然性が高いとまでは認められない。

したがって、担当者名等及び学校名等を公にすることが人の生命、健康、生活若しくは財産に対する危害若しくは支障を排除し、拡大を防止し、又は発生を予防することに直ちにつながるものでもないことから、担当者名等及び学校名等を公にすることにより保護される人の生命、健康等の利益と、これらを公にしないことによる私立学校の利益とを比較衡量した場合に、前者の利益が上回るとまではいえない。

よって、担当者名等及び学校名等は、同号ただし書に該当しない。

エ 以上のことから、担当者名等及び学校名等は、条例第7条第3号に該当する。

(4) 条例第7条第2号該当性について

担当者名等は、前記(3)で述べたとおり、条例第7条第3号に該当することから、実施機関の主張する同条第2号該当性について論ずるまでもなく、不開示情報に該当する。

(5) 異議申立人のその他の主張について

異議申立人は、その他種々主張しているが、別表の2欄に掲げる部分の不開示情報該当性については、前記(3)において述べたとおりであるから、異議申立人のその他の主張は、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

(6) まとめ

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別表

1 行政文書	2 実施機関が開示しないこととした部分
<p>平成 26 年 8 月 21 日付け 26 学振第 776 号「学校施設等における石綿含有保温材等の使用状況調査（特定調査）について（照会）」に基づき提出された「学校施設等における石綿含有保温材等の使用状況調査票（調査票 4）」</p> <p>文書 1 特定の私立学校 A から提出されたもの</p> <p>文書 2 特定の私立学校 B から提出されたもの</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法人番号・学校名</li> <li>・担当者名</li> <li>・電話番号</li> <li>・E-mail</li> <li>・学校所在市区町村名等</li> <li>・機関名</li> </ul>

(審査会の処理経過)

年 月 日	内 容
27.12.16	諮問
28. 1.28	実施機関から不開示理由説明書を受理
28. 2. 2	異議申立人に実施機関からの不開示理由説明書を送付
28. 8. 3 (第495回審査会)	実施機関職員から不開示理由等を聴取
28.10.13 (第501回審査会)	異議申立人の意見陳述
28.11.30 (第505回審査会)	審議
28.12.16 (第507回審査会)	審議
29. 1.12 (第509回審査会)	審議
29. 3.23	答申